

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第74号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に掲げる工場又は事業場（以下「工場等」という。）において、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）であつて2日を超える期間にわたるもの</u>を行う工場等</p> <p>(2) <u>石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業であつて撤去する石綿成形板の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u>を行う工場等</p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる工場等において行う調査は、次に掲げるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>工場等の敷地の境界線において、特定粉じん排出等作業の開始前及び作業中にそれぞれ1回以上、大気中の石綿の濃度を測定すること。</u></p> <p>(2) <u>特定粉じん排出等作業を行うために隔離された作業室（次号において「作業室」という。）の前室の入口及び集じん・排気装置の排出口において、特定粉じん排出等作業の作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定すること。</u></p> <p>(3) <u>作業室内において、特定粉じん排出等作業の終了後、隔離を解除する前に大気中の石綿の濃度</u></p>	<p>(事業者が行う調査等)</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に掲げる工場、<u>作業場</u>又は事業場（以下「工場等」という。）において<u>行うものとし</u>、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により<u>行い</u>、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業（2日を超える期間にわたって行われるものに限る。）</u>を行う工場等</p> <p>(2) <u>石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業を行う工場等のうち、当該作業の対象となる建築物等の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 調査は、次に掲げる<u>工場等</u>ごとに、それぞれに<u>定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる工場等 作業前、作業中及び作業後にそれぞれ1回以上</u></p> <p>(2) <u>前項第2号及び第3号に掲げる工場等 6月を超えない期間ごとに1回以上</u></p>

を測定すること。

3 第1項第2号に掲げる工場等において行う調査は、工場等の敷地の境界線において、石綿粉じん排出等作業の作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定することにより行うものとする。

4 第1項第3号に掲げる工場等において行う調査は、工場等の敷地の境界線において、6月を超えない期間ごとに、大気中の石綿の濃度を測定することにより行うものとする。

5 事業者は、調査を行ったときは、大気中の石綿の濃度、調査をした者の氏名、調査の年月日、時間、箇所及び方法並びに調査時の天候を記録簿、写真その他の資料（以下「記録簿等」という。）に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

6 略

7 事業者は、第1項第1号又は第2号に掲げる工場等にあつては特定粉じん排出等作業又は石綿粉じん排出等作業が終了するまでの間、同項第3号に掲げる工場等にあつては調査結果が判明した日から6月間、第5項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい場所に掲示するものとする。

(多数の者が使用する建築物)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

(1)～(15) 略

(建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第5条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、特定建築物のうち多数の者が使用し、又は利用する部分（以下「共用部分」という。）において、大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置のために使用されている吹付け石綿が飛散するおそれのないことが明らかな場合は、次条第1項第1号に掲げる者の目視の方法によることができる。

2 調査は、6月を超えない期間ごとに行うものとする。

3 特定建築物の所有者等（以下「所有者等」とい

3 条例第4条第1項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿、写真その他の資料（以下「記録簿等」という。）に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

4 略

5 条例第4条第2項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、調査結果が判明するまでに石綿粉じん排出等作業が終了した場合は、この限りでない。

(多数の者が使用する建築物)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物とする。

(1)～(15) 略

(建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第6条第1項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、条例第6条第1項の共用部分（以下「共用部分」という。）について大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置を行い、明らかに飛散のおそれのない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士その他別に定める者の目視をもつて代えることができる。

2 調査は、6月を超えない期間ごとに1回行うものとする。

3 条例第5条第1項の所有者等（以下「所有者等」

う。)は、調査を行ったときは、大気中の石綿の濃度(目視の方法によった場合は、異状の有無)、調査をした者の氏名並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を記録簿等に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

4 略

5 所有者等は、第1項ただし書に規定する場合を除き、第3項の記録簿等に記録した事項を共用部分の見やすい場所に掲示するものとする。

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わず、他の石綿含有材料等が使用されているものとして、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。

(1) 次に掲げる者が目視又は設計図書等の確認をすることにより、使用されている材料等の種類及び使用箇所を全て把握するよう努めること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち建築施工管理の種目に合格した者

ウ 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第48条の2第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者

エ 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの

(2) 前号の方法では石綿含有材料等の使用の有無が確認できないときは、使用されている材料等の分析を行うこと。

2 解体等工事を施工しようとする者は、調査を行ったときは、次に掲げる事項を記録簿等に記録し、当該記録簿等を調査の終了の日から5年間保存するものとする。

(1) 建築物等の種類及び名称

(2) 調査をした者の氏名及び資格

(3) 調査の方法及び終了年月日

という。)は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

4 略

5 条例第6条第1項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を共用部分の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(4) 使用されている石綿含有材料等の種類、量及び調査箇所（使用されていない場合は、その旨）

(5) 前項第2号に規定する分析を行った場合は、分析を行った者の氏名

(6) その他参考となる事項

3 解体等工事を施工する者は、解体等工事を施工している間、前項の記録簿等を解体等工事の場所に備え付けるものとする。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 略

2・3 略

4 条例第6条の3第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 前条第1項第2号に規定する分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 条例第7条第1項本文の規則で定める石綿粉じん排出等作業は、次のとおりとする。

(1) 石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10平方メートルを超えるもの

(2) 石綿セメント管に係る石綿粉じん排出等作業であって、当該作業により撤去する石綿セメント管の延長が10メートルを超えるもの

2 条例第7条第1項本文又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書（様式第2号）によるものとする。

3 略

4 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した届出対象工事の工程表

(3) 略

(4) 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業に係る部分の見取図（主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの）

(事前調査結果の報告)

第6条の2 略

2・3 略

4 条例第6条の3第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 条例第6条の2第2項本文の規定による調査を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 条例第7条第1項本文又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書（様式第2号）によるものとする。

2 略

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程表

(3) 略

(4) 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業の対象となる部分の見取図（主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの）

(石綿粉じん排出等作業等に係る揭示)

第7条の2 条例第7条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業の種類
- (2)・(3) 略
- (4) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業を行う期間
- (5) 石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために講ずる措置の概要
- (6) 条例第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出をした場合は、届出先、その連絡先及び届出年月日

別表(第3条の2関係)

(1) 石綿成形板が使用されている建築物等を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと、又は石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散(以下「石綿の飛散等」という。)を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア～エ 略
略	

様式第1号(第6条の3関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の3第1項本文(第2

(石綿粉じん排出等作業に係る揭示)

第7条の2 条例第7条の3第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿粉じん排出等作業の種類
- (2)・(3) 略
- (4) 石綿粉じん排出等作業を行う期間
- (5) 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散(以下「石綿の飛散等」という。)を防止するために講ずる措置の概要
- (6) 条例又は大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出の届出先、その連絡先及び届出年月日

別表(第3条の2関係)

(1) 石綿成形板が使用されている建築物等を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと、又は石綿の飛散等を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア～エ 略
略	

様式第1号(第6条の2関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の3第1項本文(第2

項)の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

1・2 略

3 材料等の分析を行った場合は、当該分析に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

別紙 略

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象工事の場所  
略

注 略

添付書類

1 略

2 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した届出対象工事の工程表

3 略

4 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業に係る部分の見取図(主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの)

別紙 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

項)の規定により、次のとおり報告します。

略

注 略

添付書類

1・2 略

3 条例第6条の2第2項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

別紙 略

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所  
略

注 略

添付書類

1 略

2 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程表

3 略

4 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業の対象となる部分の見取図(主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの)

別紙 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出工事の場所	
発生する石綿含有材料等の種類及び量	
略	

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 届出工事の場所の欄には、石綿粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した特定工事の場所を記載すること。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

届出工事の場所	
作業の実施の期間	着手 年 月 日
	終了 年 月 日
発生した石綿含有材料等の種類及び量	
略	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
届出者 氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

石綿粉じん排出等作業により発生する石綿含有材料等の種類及び量	
略	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

職 氏名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

石綿粉じん排出等作業により発生した石綿含有材料等の種類及び量	
略	

注 1 略

2 届出工事の場所の欄には、石綿粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した特定工事の場所を記載すること。

3 作業の実施の期間の欄には、石綿粉じん排出等作業又は特定粉じん排出等作業を行った期間を記載すること。

4 略

様式第5号（第11条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県石綿健康被害防止条例（抜すい）

（立入検査等）

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

（1）次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 略

エ 前条の規定による通報

（2）第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

（3）略

2・3 略

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（1）～（3） 略

（4） 略

注 1 略

2 略

様式第5号（第11条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県石綿健康被害防止条例（抜すい）

（立入検査等）

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（1）次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 略

（2）第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

（3）略

2・3 略

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（1）及び（2） 略

（3） 略

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。